

第1部 序論

第1章 計画策定の趣旨と概要

1 計画策定の趣旨

総合計画は、よりよいまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための市政の基本方針としての役割と性格を持つものであり、市の最上位計画と位置づけられます。

本市では、平成27年度を目標年次とする「第3次南国市総合計画」を平成18年度に策定し、計画に掲げた将来像「みんなで築く 健康で安心な いきいき文化交流・産業拠点のまち」の実現を目指して、これまで計画的にまちづくりを進めてきました。

この間、日本の総人口は減少に転じ、少子高齢化が進行するなか、ライフスタイルの変化や都市と地方の格差拡大、東日本大震災を教訓とした地震に対する安全・安心意識の高まり、環境・エネルギーなど環境保全意識の高まり、また、経済のグローバル化の進行等に対応する地域産業の新しい方向性の模索など、本市及び我が国を取り巻く情勢は大きく変化してきています。

平成17年国勢調査で念願の5万人を突破した本市の人口は、日本の総人口と同様に、平成22年国勢調査において減少に転じました。

これらの社会情勢に対して、国においては、行政サービスを地域の実情に応じたものにし、地方自治体に対して、自治体自らの判断と責任のもと、自主的かつ自律的な行財政運営が求められるようになりました。そして、国と地方公共団体が、国民とともに問題意識を共有しながら、危機感を持って人口減少克服と地方創生に取り組む地方創生事業を創設するなど、いま、全国の自治体に対して、人口減少対策に本格的に取り組むことが求められています。

このような状況を踏まえ、本市では「第3次総合計画」の計画期間満了に伴い、こうした内外の動向に的確に対応し、市民と行政が一体となってまちづくりに取り組み、今後大きく発展していく南国市を築いていくために、総合的かつ計画的なまちづくりを進めていくための今後10年間の指針となる「第4次南国市総合計画」を策定するものです。

2 計画の役割と期間

(1) 計画の役割

「第4次南国市総合計画」は、今後の南国市のまちづくりの基本方向を示すもので、次のような性格と役割を持っています。

◎役割1 市民協働のまちづくりを進めるための共通目標

今後のまちづくりの方向性と必要な施策をわかりやすく示すとともに、南国市の特性を生かし、市民一人ひとりが主体的に参画し、市全体で連携・協働してまちづくりを進めるための共通目標となるものです。

◎役割2 地域経営を進めるための行財政運営の指針

地方分権時代にふさわしい地域経営の確立に向けて、様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための、行財政運営の総合指針となるものです。

◎役割3 広域行政に対する連携の基礎

国や高知県、れんけいこうち広域都市圏・物部川流域ブロック等の広域的な行政に対して、本計画実現に向けて必要な施策や事業を調整・反映させていく連携の基礎となるものです。

本計画は、21世紀の激しく変動する社会経済のなかで、日本全国において進行する少子高齢化社会と人口減少問題に正面から立ち向かい、市民がそれぞれに夢を抱き、その実現に向けて展開する多種多様なまちづくり施策やまちづくり事業の根幹に位置します。

市民と行政、ここに住む人々みんなで心をあわせて新しい時代を切り拓き、豊かな自然に抱かれたわがまち・南国市が、夢のもてる特色ある「まち」として一層の発展を続けていく願いをこめた計画となっています。

(2)計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」の3層で構成します。それぞれの内容構成と期間は、以下のとおりです。

■ 基本構想

基本構想は、本市の目指すべき将来像とそれを実現するための基本目標を示すものです。

計画期間は、平成28年度から令和7年度までの10年間とします。

■ 基本計画

基本計画は、基本構想に基づき、その実現を図るために必要な基本的施策等を体系的に示すものです。

計画期間は、前期5年間、後期5年間とし、このうち前期基本計画は平成28年度を初年度に、令和2年度を目標年度とし、後期基本計画は令和3年度を初年度に、令和7年度を目標年度とします。

■ 実施計画

実施計画は、基本計画に示した基本的施策を、具体的に実施する事業を定めるものであり、事業の優先順位や具体的な事業内容等を示すことにより、予算編成の指針となるものです。

計画期間は3年間とし、毎年ローリング方式で事業の進捗管理と見直しを図り、本計画の進行管理の役割を担います。

第4次南国市総合計画の構成と期間

